

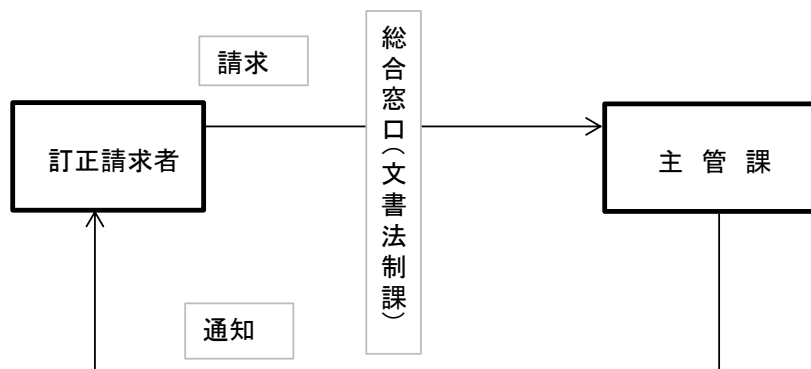
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	保有個人情報の訂正の決定	
処 分 の 概 要	訂正請求に対して保有個人情報の訂正を決定する。	
根 拠 法 令 名	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)	
条 項	第93条第1項	
所 管 課	開示文書の主管課(制度の所管は文書法制課)	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標 準 処 理 期 間	計	30日
判 断 基 準	訂正請求に理由があると認めるときは訂正。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>個人情報の保護に関する法律 (訂正請求に対する措置)</p> <p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



請求があった日から30日以内に決定

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。